

「こども園(仮称)」の具体的制度設計に関する論点(案) に対する全保協の考え方について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

- (1) 設置主体については、提案どおり「国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人および一定の要件を満たした法人」とすることに異論はない。「一定の要件を満たした法人」については、事業の継続性の確保の視点から、土地・建物の所有権または賃借権や、基本財産の有無を確認すべきである。また、保育の質を保障するために、財務状況や当該事業の運営方針、保育所保育指針に基づく保育方針・内容、保育士等の労働条件(保育士等の勤務状況、賃金)等について事前の調査の実施と定期的な確認を行う仕組みが必要である。
- (2) 設置認可、指導監督の主体は、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長とするべきである。
- (3) 設置については原則として認可とし、廃止については承認とするべきである。ただし既存の公立保育所については、経過措置として届出で認めるべきである。また、認可・承認のいずれにおいても、市町村新システム事業計画との整合性をもって行うべきであるので、都道府県に子ども・子育て新システム検討会議の設置を義務づけ、県下の市町村の新システム事業計画との整合性を確認する仕組みとすることが必要である。
- (4) 評価・情報公開については、保育の質の確保を図る視点から、自己評価の実施・公表および第三者評価の受審、情報公開を義務付けるべきである。
- (5) 設置基準について
すべての子どもの育ちを保障するのに必要な環境を整えるために、児童福祉施設最低基準および幼稚園設置基準で規定されている基準の、より高い基準を適用すること。また、さらに高い基準を求めることができるような仕組みとして構築すること。
子どもの権利条約や児童福祉法の理念にもとづき、子どもの育つ環境がその子どもの育つ地域によって異なることのないように、また地域間格差が生じることのないように、国がナショナルミニマムとして設置基準を定めること。
サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組みを、こども園(仮称)の制度に組み込むこと。例えば職員の勤続年数や雇用形態、研修実績、相談・援助件数等に応じた加算や単価設定を検討すること。
子どもの育ちを保障するためにも、中教審の学級編成の少人数化や全国の先進自治体の実態等を踏まえ、月齢によって発達に違いのある乳幼児の保育に必要な人員配置を図ることができるよう、職員配置基準の改善を図ること。
職員の資格の共通化にあたっては、こども園(仮称)及びこども指針(仮称)の検討状況に加え、保育士養成課程の見直しに関する議論等も踏まえて、保育士の職責等を検討すること。また、保育士の労働環境や専門性の向上を図るため、保育士にも6時間の保育時間に加えて2時間の研修および教材準備時間を保障すること。
- (6) 保育の質の向上のため、研修権を保障し、保育士等が研修を受けることのできる運営体制をはかること。

- (7) 現行の学校法人立幼稚園等や社会福祉法人立保育所は公共性が高いため、税制上の措置は引き続き継続すること。
- (8) 「保健」の論点で示されている臨時休業については、こども園(仮称)に導入するべきではない。児童福祉施設としての機能を維持するものであることから、これまで保育所が果たしてきたライフラインとしての役割を維持することが必要である。
- (9) 監査については、保育の質を担保するために、行政監査を必須とするべきである。
- (10) 認定こども園の移行にあたっては、指定基準の設定にもよるが、基準を満たさない認定こども園を、こども園(仮称)として指定することは、認められない。